

平成 30 年度第 3 回加古川市子ども・子育て会議 議事要旨

日 時	平成 31 年 1 月 21 日（月） 13 時 00 分から 13 時 35 分
場 所	加古川市役所 新館 10 階 大会議室
出席委員	杉山会長、下村副会長、木村委員、小泉委員、田口委員、玉田委員、藤井委員、 藤池委員、藤木委員、三柴委員、吉田委員、譯樋委員
会議次第	1 開会 2 議事 （1）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 3 報告事項 （1）第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について 4 その他 5 閉会
配付資料	会議次第 資料 1：利用定員の設定について 資料 2：利用定員の変更について 資料 3：加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 利用定員一覧表（平成31年 4 月 1 日予定） 資料 4：子育て支援に関するアンケート調査票 資料 5：放課後の過ごし方及び児童クラブ利用満足度に関するアンケート調査について

議事要旨

1. 開会	
2. 議事 事務局	（1）特定教育・保育施設等の利用定員の設定について 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について資料 1 から資料 3 により説明 （質問・意見等なし）
3. 報告事項 事務局	（1）第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について 第二期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査の実施について資料 4 から資料 5 により説明 （質問・意見等なし）

4. その他 委員	児童クラブに子どもを預けている職場の方から、子どもが支援員から暴力を振るわれた場合、どこに相談すればよいのかという相談を受けた。学校の先生に相談したところ、放課後に少し児童クラブの様子を見に行くことは出来るが、児童クラブでの活動にはあまり関与できないという回答であった。児童クラブに関する事で困った場合の身近な相談窓口を設置するなど、対応を考えていただきたい。
事務局	児童クラブは、社会教育・スポーツ振興課が運営を行っており、児童クラブにご相談しにくい内容については、直接、社会教育・スポーツ振興課に相談いただければと思う。 児童クラブの職員が行き過ぎた指導を行っているという話を伺った場合は、社会教育・スポーツ振興課から支援員等に指導を行うとともに、今後そういったことが起こらないよう再発防止に向けた取組を進める。 また、先生に相談をされた場合について、小学校と連携を図りながら対応をさせていただくケースもあるが、児童クラブの活動自体が学校の教育活動が終わった後であるため、基本的にご意見等については社会教育・スポーツ振興課にご相談いただければと思う。
委員	現在、兵庫県でも認定資格として放課後児童支援員の研修会を行っており、質の向上に関しては関心の高い部分であるため、ぜひ情報提供されると良いかと思う。
委員	児童クラブにおける冬休みの閉所日について、今年は12月28日から1月5日までが休みであった。仕事をしている保護者からすると年末はもう一日預けたいと思うところである。児童クラブを開所する日や期間は何を基準に決められているのか。
事務局	開所日については、この日に開所しなくてはならないといった国の基準はなく、自治体によってお盆休みは閉所する、年末年始は暦にあわせて開所するなど様々である。本市では、来年度から年末は12月28日まで、年始は1月4日から開所する形に変更予定である。 これまでの会議において児童クラブに対する様々なご意見をいただいているところではあるが、来年度から開所時間も7時45分からに早めるなど、開所日や時間を拡充する予定としているため、ご理解いただきたい。
委員	アンケート調査票に同封されている子育て支援メニューにおいて、公立幼稚園や私立幼稚園の説明が順に記載されており、アンケート調査票の中でも幼稚園の預かり保育のニーズを伺うような設問がある。現在回答を集計中とのことだが、幼稚園の預かり保育の需要が高かった場合、この4月から預か

事務局	り保育を開始するといった予定はあるか。 今後、「幼児教育・保育の無償化」の実施が予定されており、幼稚園の預かり保育についても保護者の勤務が証明された場合、10月以降は無償で預けることができる。私立園も今後どのような方向で「幼児教育・保育の無償化」に対応していくのか、各園での検討を重ねていることかと思う。 また、認可外保育施設についても無償化の対象となる。自身の園にも、保育園児の1次募集で入所できなかった方から電話があり、2次募集まで待機児童として待とうかと悩んでいたが、自宅から近い認可外保育施設に問い合わせたところ、「幼児教育・保育の無償化の影響や入所できなかった方の申し込みがどれほどになるか予想ができないため、2次募集の判定結果が出た後の申し込みでは定員が埋まっている可能性がある。すぐに申し込んでほしい。」との話であった。保護者の方は、来年度から仕事量を増やすことを希望されているため、確実に預けることのできる認可外保育施設に申し込む旨の報告を受けた。 今後、全ての認可外保育施設の利用料が無償になるというわけではなく、市としてある一定の基準を定め、対象となる施設を判断されると予想するが、公立幼稚園の預かり保育について、来年度の4月は現状の体制のまま変わりはないのか伺いたい。 現在、公立幼稚園においても預かり保育を実施してるが、就労に伴ってではなく、あくまで冠婚葬祭や介護、就職活動など臨時的なものに限り、1回500円の利用料で教育時間終了後の14時から16時まで在園児をお預かりしている。来年度の4月からも、預かり保育は常時ではなく臨時的な預かりとして現行通りの実施を考えている。 また、委員からご意見いただいたとおり、保護者の就労等により常時保育を必要とするような方が幼稚園を利用された場合でも、無償化の対象となるような制度が施行される予定であるが、保育を必要とする認定の方法など、無償化の対象となる要件が不明確であるため、国の制度に関する動きを注視しながら対応を検討していく。預かり保育のニーズに合わせた、受け入れ体制の整備もあわせて必要となるため、すぐに事業を拡充することは難しいのではないかと考えている。
5. 閉会	